ハラスメント相談室の対応

① 相談の申込みは、大学ホームページの相談フォーム又は電話で受け付けます。実際の相談は対面又はオンラインで行います。（予約制）
② ハラスメント相談室は、専門相談員が相談者が受けたハラスメントについて一緒に考え、解決方法を提案し、相談者自身の意思決定をサポートをします。
③ 相談だけで解決できない場合などは、相談者が被害の申立てを行うお手伝いをします。（申立書提出）
※ 申立書の提出を受けた場合、ハラスメント対策委員会は内容を精査したうえで、どのような措置をとるべきか検討します。（以下のチャートを参照）

ハラスメント相談対応の流れ



相 談 者

相談　※1.2

①ハラスメント相談室又は外部相談窓口への相談

②専門相談員との相談による解決
例）● 解決方法の提案
● 心理的なケア など

③被害を申し立てる(申立書提出)

④ハラスメント対策委員会での検討

A.調整・調停による対応

●行為者への通知（匿名も可）
●相談者の不利益の回復
●学修・就業環境の改善
●相談者と行為者の話し合いの仲介など

B.調査による対応

調査委員会の設置
↓
事実確認についての調査
↓
ハラスメント対策委員会で調査結果の審議
↓
●事実確認についての報告
●相談者の不利益の回復
●学修・就業環境の改善
●行為者への注意等必要な措置

※1 匿名の相談も受け付けます。
※2 相談内容が他者に漏れることはありません。安心して来室してください。

神奈川大学ハラスメント相談室

◆ 面談相談（予約制）：相談フォームから申込み

※ 大学ホームページの「相談フォーム（QRコードと同じ）」からお申込みください。
※ 相談室（職員・相談員）でメールを確認し、相談員が２営業日以内にメールを返信します。
※ 相談者と相談のうえ、相談の日時を決めます。
※ オンライン相談（Zoom）も可能です。

相談QRコード

◆ 電話相談：**045-491-2129**（直通）

又は 内線 **2254**

※ 横浜キャンパスハラスメント相談室が開室しており、相談員が電話を取れる状態時のみの対応となります。
※ 繋がらない場合は、再度お掛けなおしください。

◆ 場所及び開室日時

● 横浜キャンパス（28号館1階）
【開室日時】月・火・水・木・金 13:00～17:00
※ 開室日の詳細は大学ホームページで確認してください。

● みなとみらいキャンパス（2階）
※ 相談者との調整により開室します。

外部相談窓口（委託先：日本ハラスメント協会）

10:00-21:00（年末年始、夏季休暇を除く毎日。土・日・祭日可）

◆ 電話相談：**050-5369-5648**（予約不要）
◆ メール相談：**harasumentt@yahoo.co.jp**

※ 相談時に契約団体は「神奈川大学」とお伝えください。
※ 電話相談は１日1回60分間程度ご利用になれます。予約不要で直ぐに利用できますが、基本的に電話の都度、相談員が変わります。
※ メール相談は相談内容を直接、送信してください。1営業日で回答が返信されます。
※ Zoom面談希望の場合はメールでご相談ください。
※ 匿名の利用も可能です。

202604

No!!

ハラスメントを
しない
させない
許さない

学校法人 神奈川大学
ハラスメント対策委員会

※詳細は大学ホームページをご確認ください。

神奈川大学は ハラスメントのない キャンパスをつくります！

神奈川大学は、ハラスメントが人権侵害であるという認識に立ち、一人ひとりが個人として尊重され、ハラスメントのないキャンパスをつくります。

本学では、ハラスメントに対応するためにハラスメント対策委員会を設置しています。また、安心して相談できるようハラスメント相談室を設置しています。

ハラスメントは誰にでも起こりえる身近な問題です。

本学は、ハラスメントを個人の問題として放置せず、大学としてハラスメントの問題に取り組みます。

ハラスメントの被害にあったときはもちろん、

「これってハラスメント？」
「友人や同僚がハラスメントで困っている」
「自分の行為はもしかしてハラスメント？」

など、不安な気持ちになったら、ひとりで悩まず、ハラスメント相談室を訪ねてみてください。

※ このパンフレットはガイドラインに基づいて作成しています。
詳細は大学ホームページから閲覧することができます。
https://www.kanagawa-u.ac.jp/campuslife/support/harassment/pdf/guideline_01.pdf

ハラスメントとは？

ある言動がハラスメントに該当するかどうかは、相手がどのように受け止めたかや、その行為がどのような意味をもつか、それが行われた経緯などにより判断されます。

セクシュアル・ハラスメント
（性差別的言動とセクシュアルマイノリティに対する差別）

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の望まない性的な言動を行うことにより、相手に不利益を与え、また個人の人格や尊厳を傷つけることをいいます。性的な言動とは男女の性別役割意識に基づく差別的言動も含みます。セクシュアル・ハラスメントは同性間で起こることもあります。

例）
- 上司や教員が、出張中に部下や指導学生をホテルの一室に呼び出す。
- 性的な冗談を言ったりからかったりする。
- ゼミやサークルなどで恋愛経験を執拗に尋ねる。
- ヌードポスターを貼る。
- 「男のくせに意気地がない」「セクハラされるうちが花」「女性に研究は向かない」などと言う。
- 性的指向、性自認等に関連してからかったり、差別的な表現を使ったりする。

アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上の地位または権限を利用して、適正な教育・指導の範囲を超えて、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、相手に心身の苦痛を与え、教育・研究環境を悪化させることをいいます。

例）
- 教員が学生に対して、授業や研究とは無関係な雑用を言いつけたり、私用を押しつけたりする。
- 「おまえはバカだ」「小学生以下のレベルだな」など学生の能力や人格を否定する発言を繰り返す。適正な指導の程度を超えて、大声で叱責したり罵ったりする。
- 教員が嫌いな学生に対して理由なく指導しようとしない。

パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、職務上の地位または権限を利用して、適正な職務の範囲を超えて、相手に心身の苦痛を与え、職場環境を悪化させることをいいます。

例）
- 上司が特定の部下に対して他の同僚たちの前でわざと誹謗中傷したり、信用を無くさせるようなことを言う。
- 上司の職務とはまったく関係のない買い物や送迎などの行為を部下に命じる。
- 教員が学務に関して生じた問題に憤り、特定の職員に対して、「この野郎、いい加減にしろ」「おまえらはバカだ」などと罵る。

その他、無理にお酒を強要すること（アルコール・ハラスメント）、職場で妊娠・出産した者に対してや育児休業等の利用について嫌がらせを行うこと（マタニティ・ハラスメント）、相手の国籍、民族、宗教等に関して不快ととられる言動をすることも、ハラスメントに該当します。

被害にあったと思ったら・・・

1.不快な気持ちを伝える
可能であれば、「不快である」という気持ちをはっきり相手に伝えてみましょう。

2.記録をつけておく
起こった日時や場所、行為の内容など、なるべく詳しく記録しておきましょう。また、相手からのメールやインターネット上の書き込み等も保存しておきましょう。

3.相談する
明確に拒否する意思表示ができなかったり、どうしてよいのかわからないという気持ちになったとしても、自分を責める必要はありません。信頼できる友人やハラスメント相談室に相談してみましょう。